

介護老人保健施設ぼたん園 短期入所療養介護重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 ぼたん園
・開設年月日	平成6年4月19日
・所在地	熊本市南区御幸笛田6丁目8番1号
・電話番号	096-370-1222
・ファックス番号	096-370-1123
・理事長	富島 三貴
・施設長	橋口 玲子
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 4350180107号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設ぼたん園は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練の他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保険施設サービスや（介護予防）短期入所療養介護（介護予防）通所リハビリテーションといった在宅サービスを提供することで、入所者に対しては、その能力に応じた日常生活を営み、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように、また在宅においては、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解をいただいた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設ぼたん園の運営方針]

介護老人保健施設ぼたん園は、地域に密着した介護老人保健施設の運営に努めます。

利用者・ご家族の方に対してよりよい有機的できめ細かいサービスを提供できるように努力します。また、何よりも心のケアを大切に、食事・リハビリテーション・レクリエーションにおいては良質且つ生き甲斐となる内容を研究実践致します。同時に、安らぎと暖かみのある療養環境作りに努めます。

(3) 施設の職員体制（入所・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）

当施設の従事者の職種・員数は、次のとおりであり必置職については法令の定めるところによる。

① 管理者	1人
② 医師	1人以上
③ 薬剤師	1人以上
④ 看護職員	10人以上
⑤ 介護支援専門員	1人以上
⑥ 介護職員	24人以上
⑦ 支援相談員	1人以上
⑧ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5人以上
⑨ 管理栄養士	2人以上

(4) 入所定員等・定員 100名（うち認知症専門棟 20名）

2, サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 食事 (食事は原則として食堂でお取り扱いいただきます。)
朝食 8:00～
昼食 12:00～
夕食 18:00～
医師、管理栄養士等が共同して、入所者ごとに栄養状態を把握し、その状態に応じた栄養ケア計画 (入所のみ) を作成します。
- ④ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理
施設医により定期的に診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察いたします。施設医の休日・夜間帯は、御幸病院の医師が緊急に対応します。
また、原則として他の医療機関への受診等はできません。但し、当施設の医師が必要と判断した場合は、紹介状 (診察状況に関する情報) をお書きいたしますのでそれを持参しての受診となります。尚、投薬についても同様です。
- ⑥ 排泄 (利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適当な援助を行います。)
- ⑦ 上記の排泄・機能訓練を行い寝たきり予防に努めます。
- ⑧ 機能訓練 (理学療法士・作業療法士によりリハビリテーション実施計画書に基づき機能訓練を行い、身体機能の維持・向上に努めます。)
- ⑨ 相談援助サービス (利用者とその家族からのご相談に応じます。)
- ⑩ ご利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ その他
* これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3, 身体の拘束等について

当施設は、原則としてご利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

4, 褥瘡対策等

当施設は、ご利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備しています。

5, 個人情報保護法について

当施設とその職員は、業務上知り得たご利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、ご利用者及び身元引受人から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等の情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合は利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

6, 記録の開示の申請について

- (1) 事務室内にある申請用紙により開示の請求ができます。
- (2) 申請者はご利用者本人または法定代理人に限ります。ご本人であることが証明できる確認書類（保険証、運転免許証など）をご持参ください。
- (3) 申請書の提出後は、請求が正規のものと判断、記録類の準備ができ次第、申請者ご本人へ開示の日時をご連絡いたします。

7, 協力医療機関

当施設では、以下の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

○ 協力医療機関・歯科医療機関

- ・名 称 御幸病院
- ・住 所 熊本市南区御幸笛田6丁目7-40
- ・名 称 伊東歯科口腔病院
- ・住 所 熊本市中央区子飼本町4番14号

○ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8, 施設利用に当たっての留意事項

【共通】

喫煙	建物及び敷地内での喫煙は、固くお断りいたします。
設備・備品の利用	施設内の居室や設備、備品は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
金銭・貴重品の管理	必要以上の金銭・貴重品・装身具及び身の回りの品については、自己の責任で管理してください。また、紛失及び破損については責任を負いかねます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみに他の利用者の居室には立ち入らないでください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断り致します。

9, 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設ぼたん園消防計画」に基づき対応します。
防災設備	スプリンクラー設備、消火器、屋内消火栓、避難口、防火戸、自動火災報知器、非常通報装置、非常警報設備、誘導灯、避難器具（すべり台）、防火用水、非常電源設備など
防災訓練	年2回以上（昼間想定1回以上、夜間想定1回以上）
防火管理者	黒土 達也

10, 事故発生の防止及び発生時の対応

11, 衛生管理

- 1 ご入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行います。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

12, 感染対策

- 1 職員は、出勤時は健康チェックを行い経過を記録し健康の自己管理に努めます。
- 2 徹底した感染対策を実施するために、感染対策委員会の定期的開催や感染症発生時のシミュレーションを行い、感染発生時の迅速対応を行います。
- 3 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを行い、ご利用者の感染症の予防に努めます。

13, 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

14, 要望及び苦情等の相談窓口

担 当 者	事務 黒土 達也 支援相談室 里井 宏之
電 話 相 談	[代表] 096-370-1222

以下の窓口でも相談を承っています。

利用者苦情相談窓口

- 熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18番7号
TEL 096-214-1101 FAX 096-214-1105
- 熊本市介護保険課 介護事業指導室
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
TEL 096-328-2793 FAX 096-327-0855

15, その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、お気軽にご利用下さい。

短期入所療養介護について

1, 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2, 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護サービス計画に基づいて、当施設を一定期間ご利用いただき、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活のお世話を行うものです。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、ご本人・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくことになっております。

3, 利用料金

ぼたん園 短期入所療養介護費料金表を参照